

## 第2章 麻生多摩美の森の会 設立までの経緯

### 1. 麻生区市民健康の森以前の歴史

麻生区においては、市民健康の森の対象地設定の経過が、後述のように他区とやや異なる。麻生区市民健康の森および周辺緑地では、長年にわたって地域住民が開発に対して緑の保全運動を展開してきた歴史がある。それが今日の背景にあるので、その経緯を振り返っておきたい。

#### 1) 緑地保全運動の対象地

下の地図に、当地域における緑地保全運動の対象地を整理した。麻生区市民健康の森は図のA区(1.5ha)にあり、その周辺緑地の平成25年1月時点の保全状況は次の通りである。

- ①東側(F区)：多摩自然遊歩道沿い緑地(一部は多摩区)約6.7ha。ここは大部分が市有地、もしくは都市計画決定済みである。
- ②西側(B区)：多摩美ふれあいの森、および麻生区市民健康の森供用地の一部。山林約8,000㎡、ここは4/5が民有地の借用、1/5が市有地となっている。
- ③ふれあいの森の麓の平地(C区)：多摩美公園2,809㎡は民有地の借用、野草園およびカントウタンポが自生地(通称「日本たんぽぼ園」)合わせて約1,400㎡が市有地として保全されている。

つまり、市民健康の森用地は孤立した緑地ではなく、これらの緑地に囲まれ、麻生区側だけでも約25,000㎡に及ぶ緑地の一部である。

#### 2) 近隣住民による緑地保全運動の展開

##### ●開発反対と緑地保全の2面での運動

一口に保全運動といっても、内容は大きく二つに分かれる。一つは、企業などによる事



業としての開発行爲に対し、自然保護の立場から反対を唱えて活動を行うもの。二つは、そのような活動などを通して保全された緑地の植生を保全管理することにより、動植物全体の環境を保全しようとするものである。当然地権者の了承を得て行う必要がある。

前者（開発反対運動）については、事業者側は現行法律の許す範囲内で当然の事業を行おうとするのであるから、これに反対して行爲を中止させるだけでも至難の業であり、ましてその後の姿を住民の望む形のものにするなどというのは夢の中の話にすぎないのが普通である。その夢のようなことが、開発問題発生以来約20年続けてきた努力の結果、実現したのである。

多摩美地区における緑地関連の出来事、およびそれに対する住民の対応と運動の経過は以下の通りである。

### ●昭和43年 武蔵野南線計画に対して

多摩美地区北側直近（地図C区）の多摩美公園の地下2mを通過、工事は開削で行うとの計画が持ち上がった。

多摩美町会は直ちに対策委員会を編成、沿線の数町会と反対連盟協議会を結成、鉄道建設公団と折衝を繰り返すこと5年、最終的には通過ルートは変わらないものの深度を30m下げ公園部分で土被り32m、工法もすべてトンネル掘削とすることで着落し、周辺環境への悪影響をほとんど防ぐことができた。

この運動を通して、市民が自らの住環境を守ることの重要性と可能性が自覚されたと思われる。

### ●昭和56年 高層マンション建設計画に対して

某大手デベロッパーによるA～E区全体約56,000㎡に17棟の高層マンション建設計画が提示され、地域としてはどのように対処するかを討議が起こった。多摩美町会としては、現在の緑地を主体とした優れた住環境を守るべきとする意見が多数を占め、町会の組織として自然保護対策委員会を編成、この委員会が窓口となり、町会として反対運動を展開していくこととなった。

この運動は約1年後、開発業者の事業断念によって一応の成功を見るが、緑地保全の立場からはそれですべてが終わるものではないという観点から、目的達成に向かって息の長い運動が始まったのである。川崎市議会への請願、関係部局への働きかけ、業者との交渉、それらの成果など、主なものをあげると次のようである。

### ●多摩美公園、「自然教育公園」、カントウタンポポ自生地など

- |         |   |
|---------|---|
| 昭和57年4月 | 「多摩美児童公園の買い上げ」の請願を市議会に提出。                                   |
| 同 7月    | 川崎市議会第2委員会現地調査。<br>請願は審議の結果、継続審議となる。<br>上記開発業者、当地における事業を断念。 |
| 同 8月    | 「市長への手紙」により周辺緑地の市による買い上げを訴える。                               |
| 同 9月    | 「（仮称）川崎市自然教育公園」設立の陳情書を市議会に提出。                               |
| 同 11月   | 同陳情書を請願書に切り換え、14,778名の署名を添えて再提出。                            |
| 同 12月   | 同請願が市議会第2委員会で審議され継続審議となる。                                   |

昭和 58 年 1 月 同請願が再度審議、全会一致で趣旨採択となる。

先の業者の事業断念に伴い、手当て済みの土地約 1.3ha を市開発公社に肩代わりし、公社は当初低層住宅群を企画したが、状況により西生田第 2 小学校用地に用途変更を行ったとの情報を得て、当該地は適地ではないとして計画変更の要望を教育長に提出。

昭和 58 年～60 年 市教育長、施設部長に数回にわたり面会し、緑地として残して欲しい旨の住民の意向を伝える。以後平成 9 年まで年数回市役所を訪問。

昭和 60 年 10 月 カントウタンポポ自生地（C 区の半分約 1,400 m<sup>2</sup>）を市が買収。以後、多摩美町会自然保護対策委員会が保全管理を続ける。

### ●自然遊歩道沿いの緑地保全、宅地造成・外周道路問題など

昭和 60 年 12 月 多摩自然遊歩道沿いの緑地に対して、環境保全費の大幅な増額を求め 5 町会（多摩美、扶桑、内野、四つ葉、若葉）の協力の下、10,807 名の署名を附して市議会に請願提出。

D 区に 34 戸の宅地造成計画が持ち上がる。約 1 年間、開発業者と数次にわたり話し合い。市議会にミニ開発計画差止めの請願提出。市都市整備局訪問。11 月に開発業者と協定成立。隣接する山林（B 区など）との間に 2m 幅の境界を設けることとし、市に用地の寄付をしてもらうこととした。

昭和 61 年 4 月 市環境保全局訪問。これまでの請願・陳情の取り扱い状況につき質問、前向きな回答を得る。

昭和 62 年 2 月 市は 63 年度予算で、多摩自然遊歩道沿いの緑地 8.1ha を保全のため都市計画決定すると発表。

同 9 月 市土木局より外周道路計画についての説明があった。5 町会の窓口として自然保護対策員会は市土木局と何回も討議・打ち合わせを行い、平成元年 9 月交渉がまとまった。6 町会側の要望である、道路沿い南側を市が取得し、そこからの開発を防ぐという提案が容れられたことを評価しての着工容認であった。

### ●多摩美ふれあいの森開設、植物観察・植生調査など

平成元年 11 月 市環境保全局より「多摩美ふれあいの森」構想の説明会。B 区の山林について市の事業としての位置付けを行った（これは市のふれあいの森制度適用第 1 号である）。

平成 2 年 4 月 15 日「多摩美ふれあいの森」開設記念式典開催。出席者：150 名。

昭和 58 年 6 月～平成 3 年 6 月 この間に山野草観察会を 9 回開催。この後も地域内外の動植物観察会を行っている。

昭和 62 年 2 月～6 月 B 区山林部 5,000 m<sup>2</sup>の植生調査を、斎藤博氏（元和光高校教諭・川崎市自然環境審議委員）の指導で実施。林床 63 種 山野草 83 種 樹木 52 種（1,700 本）が確認され昭和 63 年 3 月報告書にまとめ市当局に提出。

昭和 63 年 6 月 昭和 58 年に趣旨採択となった請願 204 号「（仮称）川崎市自然教育公園設立の件」の対象地、すなわち現在の市民健康の森を含むふれあいの森全体が市発表の自然環境 保全指定地域に含まれていなかったため、上記植生調査報告書および署名

1,634名を添付して編入の請願を提出。

「自然教育公園」をめぐる働きかけについては、次項で詳しく記述する。

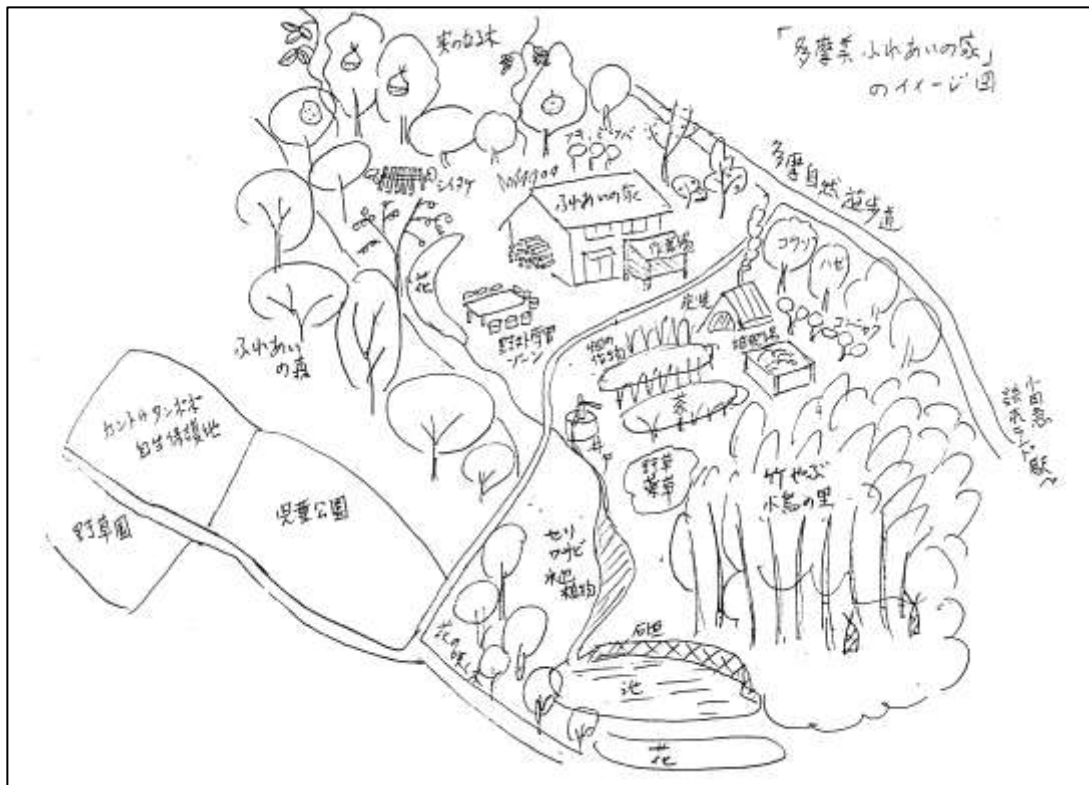
平成5年9月 E区に対し開発問題が起こり、これまで同様に対処したが、種々の条件から1年近く費やしても成果は上がらず、C区との境界約25mにわたり平均2mの奥行きを植込みを作らせるに止まった。

### 3) 「自然教育公園」請願から市民健康の森へ

平成5年11月 多摩美町会長・多摩美町会自然保護対策委員長連名で市議会議長あて、上記請願「川崎市自然教育公園」の実現に向けて、再請願「自然と地域文化継承の拠点づくりのための請願」を提出。

平成7年4月 自然保護対策委員会は、上記請願を具体化したプランを作成し、「自然環境学習と地域文化伝承センター『多摩美ふれあいの家』設置の提案と要請」を市教育委員会施設部に、多摩美町会長と連名で提出した。当該用地は西生田第2小学校建設予定地として市が土地開発公社に先行取得させたものの、児童数減少によって建設計画が白紙に戻っていたものであるため、教育委員会への働きかけを開始した。

プランの内容は、植生調査などで協力を得てきた上記斎藤博氏の案を参考に、会の活動経験や各地事例などを検討して練り上げた。それは、多摩丘陵にあった里山、すなわち雑木林・農地・屋敷まわりなどの豊かな自然を保全・再現し、生態系のしくみやそれを暮らしに活かしながら再生産する人びとの営みを知り、体験・伝承していく場であり、中心に野外学習、資料展示、会合・交流のできる「多摩美ふれあいの家」を置くというもので、全体のイメージとして下の図を添付した。また、カントウタンポポ園・野草園の四季の草花の写真パネルを示し、市の決断で保管理している用地が、市民管理を続けることによって、生物多様で人びとの潤いに満ちた自然ができていくこと説明した。



平成 8 年 上記提案と要請書はその後、教育長あてに「川崎 2010 プラン」の見直しにおける事業化の希望も含めて再提出し、8 年 10 月には市教委計画課長に面接し説明した。この頃から、菅原敬子市議会副議長（当時）の仲介と司会で市側と話し合いをするようになった。この時は、用地はもはや全部局的に活用を発案・検討されることであり、企画財政局（企画課）が調整を担当していることが分かり、会としてはなお教育員会での事業化を希望することを伝えるとともに、企画室との話し合いをするようになった。

同 12 月 企画財政局企画課との話し合い。担当者によれば、土地利用調整会議を招集する立場にあるが、ここの利用を希望する部署はまだないとのことであった。また、上記提案プランの内容などの細かな説明を求められ、地域での活動アピールを続けることをアドバイスされた。またこのあと、担当者による現地視察が行われた。

平成 9 年 多摩美町会自然保護対策委員会は 3 月に「多摩美みどりの会」と改称（平成 17 年に多摩美町会から独立）。

この年、高橋市長（当時）公約の「市民参加の『健康の森』づくり」が実施に向かうことになったことを受けて、12 月、市総合企画局長あてに、多摩美町会長・多摩美みどりの会会長連名で「高橋市長ご提案による『健康の森』づくりを、多摩美地区において『多摩美ふれあいの家』設置の方向で実現していただくことをお願い」を提出した。

平成 10 年 8 月 市総合企画局より、市民健康の森構想検討委員会組織の提案。

「市民健康の森」は各区 1 カ所の設置であり、総合企画局都市政策部では各区役所の参加による意見交換会などを開催、各区検討委員会の設置、用地選択から市民・行政の協働でスタートした。麻生区では、川崎市全体の議論のモデルとして、多摩美地区のこの土地が選ばれた。

同 9 月 多摩美町会と多摩美みどりの会は、地域住民に「麻生区市民健康の森」の構想検討への参加を呼び掛けた。

## 2. 市民健康の森構想検討委員会

川崎市の市民健康の森制度は、市民と行政の協働をスローガンに市民の持てる力を引き出し、既存緑地を保全・整備して、その過程で地域コミュニティの創成・向上をはかるという方向を打ち出したもので、これまでの公園とは一味ちがう憩いの場の市民への提供、それらを通して市民全体の心身の健康に資するという非常にユニークな施策である。

この施策を実現するには、これにふさわしい緑地の選定と、その緑地の植物相や施設などの設計、さらには管理・運営していくための基本コンセプトの検討が必要とされ、各区において「市民健康の森整備構想検討委員会」、次いでその基本構想に基づいて具体的実施計画を進める「市民健康の森推進委員会」が組織されて、段階を迫って討議が行われた。他区においては、構想検討委員会段階において対象地の選定が最初の重要な討議項目であったが、麻生区については、モデルケースとして多摩美地区の約 1.3ha の緑地（A 区）が市側より指定された。

これについては市からとくに説明があり、その要旨は次のようであった。

- ①各区につくる健康の森の指標となるものであること。
- ②その上で市内を見渡したところ、周辺緑地も含めて好適の地である。



③永年にわたりボランティア団体による緑地保全活動がなされてきた。

④当該地が小学校用地として市の先行取得したものであったが、社会状況の変化により案が廃止となり低未利用地の位置づけとなっていた。

このうち②以下については、前項の歴史で概観した。

### 1) 整備構想検討委員会の発足

上述の目的から招集された検討委員会は平成10年11月24日に第1回が開催され、以後17回（対象地調査1回を含む）の会を重ね、平成12年3月2日結論をもって麻生区長への提言を行って終了解散し、以後を新たに設けられた推進委員会に託した。

本委員会の目的に沿って、構成する委員は多摩美地区町会の緑地保全担当組織として多摩美みどりの会から6名、同地区町会から公募による委員6名、行政代表として副区長、北部公園事務所長の計14名で発足し、途中から環境庁認定環境カウンセラー1名を加えた。事務局は担当行政（総合企画局都市政策部および麻生区役所区政推進課）が受け持った。

討議期間は当初平成10年年度内とされていたが、内容的にそれでは到底時間が足りないことが分かり、1年延長となって、上記のように17回を数える結果となった。

第1回会議は、区長あいさつの後、委員・事務局紹介、要綱説明、委員長・副委員長選出ののち、行政より「健康の森のイメージ」が提唱され、いわばこれを巡って以後議論・検討が展開されていくこととなる。

- ・緑の保全・創造
- ・コミュニティづくり
- ・健康づくり
- ・市民相互の交流
- ・市民的公共性、パートナーシップの創出

が掲げられた。またそれを具現する類型として「里山保全型」と「広場と森型」の2タイプが提示された。

以後の会議では、全体として里山的情景への指向、現況植生維持の心情はかなり明確に認められるものの、緑地の性格を森の樹蔭か、陽光豊かな広場かで激論が戦わされた場面もあった。そこで対象区域を市側より明確に示してもらい、各委員の持っているイメージを明らかにしていくことにした。

### 2) 委員のイメージの確認、課題の共有

各委員の持っているイメージを示し合う方法として、まず「こんな健康の森にしたい」というテーマで完成想像図（マップ）を中心としたアンケートを行った。結果は、なるべく手を入れないとする基本理念を完成想像図としたものから、かなりの設備を導入するものまであり、各委員の思い入れにはかなりの開きがあることが分かった。

次の段階としてワークショップ方式で自由に意



整備構想検討委員会（妙延寺）

見を出し合い、各委員の持つイメージを確認した。その過程では、主要なものと同副次的なものに分類でき、討論を行うのに大変有効であった。これによって討論を深めた後、対象地の現地調査を行った。

対象地は、昭和 50 年代初めの頃まで菅地区の数軒の農家によって耕作が行われていたが、次第に休耕状態となり、1 項で触れた大規模開発の話が出る頃には、アズマネザサがはびこって一面の笹藪と化してしま

い、以後 20 年間荒れ放題となっていた。また、大穴を掘り放しにする山薯掘りが横行し、はなはだしきはカスミ網による野鳥の密猟、果ては粗大ごみの不法投棄まで行われるあり様であった。

したがって、この広場（A 区）を横切るには笹藪の中につけられた 2 本の小径を通るしかない状態であった。しかも地形は南に傾斜した谷戸を形成している複雑なもので、必ずしも委員全員がすべてを理解、掌握していたわけではなかった。だから、各自の持つイメージを、それが里山的なものであるにせよ、具体的な施設につなげていくためには、専門家と一緒に対象区域をよく見ることがまず必要であった。

この試みは大いに効を奏し、いっぽう多くの問題点、検討課題も浮かび上がってきた。

以下代表的なものを挙げると

- ・トンボ、ホタルなどの復活の可能性……必要な水源など
- ・カブトムシ、クワガタなどにとっての棲息環境……夜間暗いことが必要
- ・アズマネザサの処置……繁茂し放題だと地面の乾燥化を招くが、豪雨時の表土流失崩壊を防ぐ効用もあるので、地形や面積を考慮した適切な刈り込みが必要
- ・雑木林の管理について……すでに老木となっているクヌギやコナラが多いので管理は大変である
- ・下草刈りは一度にすべて刈らずに場所を選定して刈る……昆虫、小動物、野鳥への配慮
- ・外周道路側の斜面には騒音、排気ガスを防ぐため常緑樹を 3～5 m 間隔で植樹
- ・大雨時の土砂流出防止には植樹と根元を踏み固めぬ注意が有効
- ・管理用建物について……地域での管理体制ができれば、ミーティングや道具置き場として必要となるが、周囲の景観や環境に馴染むよう木造がよい

そのほか、雨水の溜まり、トイレ、カントウタンポポ緑地の必要性、実のなる木の植樹、駐車場をどうするかの話題が挙げられた。

### 3) 他地域事例の見学

ここの特性がある程度理解できたところで、他地域の事例見学を行った。

見学先は川崎市、町田市、多摩市に所属する施設で、いずれも当地よりかなり広く、うち 2 ケ所は水辺も豊富であった。管理はどこも行政との関わりが強く感じられ、また地元農家ボランティアからの大きな援



予定地の現地調査



他地域事例の見学（早野聖地公園）

助を受けているところもあった。それぞれの生い立ちや地域の特徴があって、すぐさま取り入れられそうな方式は見出せなかったが、炭焼きなど規模を縮小すれば可能と思われるものもあった。作業が多岐に分かれるので分科会方式をとっているところもあり、これはうまく機能すれば有効であろうと思われた。また、水辺の様子を見て参加者の水辺に対する意欲が高まり、ビオトープを作る案が活きて来そうにも思われた。

#### 4) ゾーニングためのワークショップの実施

これまでの討論、見学会での所見を総合して整備構想をまとめるため、再びワークショップ方式による案の作成が行われた。その際、市民健康の森にとって必要な施設の認識を同じにするために、緩衝林、疎林、野草・花畑、広場、低木・ササ、苗木床、林縁植物、雑木林、池、管理小屋、炭焼き小屋などの項目を設け、対象区域の地形図に落として案を作成する方法をとった。

作業グループは二つ。①広場の広さと性格、②水辺の確保、③管理用建物の要否といった意見対立のある項目からグループ分けして、それぞれで案を作成し、互いに突き合わせた。その結果、水辺や見晴らしのいい広場に重点を置いた案ではなく、明るい疎林部の採用などで弾力性に富んだ案に管理小屋などの案を取り入れて、検討委員会のゾーニング案とした。結果として、最終的に平成12年3月に麻生区長に提出したゾーニングは、右の整備構想図のように、散策路を加え13項目となった。



#### 5) 運営の理念と基本方針

以上のようにして、市民健康の森の形はゾーニング案によって決まったが、運営の基本方針を決めておく必要があった。それで、これまでの討論から、市民健康の森は以下の事柄に役立つべきものであることを明らかにした。

##### ①里山の自然環境の保全と創造

- ・隣接地と調和させながら雑木林の適正な保全再生を図る
- ・動物、鳥、昆虫に配慮した環境の形成を図る

##### ②健康とレクリエーションの場づくり

- ・うるおいの感じられる緑と親しめる空間・広場づくり
- ・水辺空間の創出

##### ③地域コミュニティづくり



- ・住民による管理・運営の組織づくり
- ・炭焼きや下草刈りなど1年を通したイベントの企画・開催
- ・お年寄りや障害者など誰もが親しめる「市民健康の森」
- ・地域の防災拠点づくり

#### ④行政との協働作業により段階的に成長する「市民健康の森」づくり

- ・行政と協働し市民も整備に加わる
- ・一気にではなく徐々に作り上げていく

これらの考え方については、委員会設立当初から折りに触れ話し合われて議論されてきたが、この段階でまったく異論なく合意された。したがってこの4条項が今後一貫して運営の基本方針となることが確認された。

### 6) 整備構想の発表会

これまで討議・討論により練り上げてきた構想案を広く市民に知ってもらうための発表会は、平成11年12月5日（日）に麻生区役所4階会議室で行われた。市民健康の森事業そのもの、および対象地区とその周辺状況について市側から、整備構想案を検討委員会から説明した。

参加者からの質問には、緑地保全に関する認識が不足のものや、なぜ多摩美なのかというものなどがあつたが、提示した構想案は賛成してもらえて、大きな変更もなく推進委員会に移行できることが確認された。

整備構想案は多少の手直しをして平成12年3月に麻生区長に提出した。



整備構想発表会での市の担当主幹萩原哲氏（左）と検討委員会勝田政吾委員長の報告



整備構想発表会 会場での展示

## 3. 市民健康の森推進委員会

### 1) 推進委員会のスタート

麻生区市民健康の森推進委員会は同整備構想検討委員会（以下検討委員会と略称）に引き続き平成12年7月に準備会が開催され、8月26日に第1回（現地見学会）、8月28日に第2回（設置要綱、委員会の課題の確認）が行われた。

以後第4回までは、各委員（前検討委員9名、公募12名、麻生区副区長、北部公園事務所長）間の知識・認識の共有化、疑問点についての説明などにあてられた。

今回は麻生区全体から公募されていることもあって、検討委説明会の蒸し返し、すなわちなぜ多摩美なのかから始まり、さらには多摩美での住民運動に対する批判もあり、それには誤解も含まれていたため、一つひとついねいに説明を行った。

また、これまでの討論経過に関係なく出される提案、例えばニューヨークのセントラルパークのようなものにしたいとか、笹藪の中に子供の基地を設けて欲しいなどの案もあつた。

現在の立地スペースなどから可能性を検討し、結局は取り上げられなかったのは不満を残したと思われる。

このような過程を経て、全員が同じスタートラインに立って推進計画づくりを始めたと思っていたが、会もかなり重ねた後になって、それまでまったく発言のなかった委員から「結局多摩美のためだけじゃないか」という発言があり、大層驚きかつ落胆した。今にして思えば多摩美は一つの例に過ぎず、他の例に移るのを今か今かと待ったうえでの発言であったのかとも思われる。まったく前例のない取組みで、状況を理解し合うのは大層難しいものだと痛感した。

### 3) 実施計画案の作成

5回目以降は前項の4) ゾーニングの各項目について、以後必要な作業内容を含めた具体案を逐次提案し検討した。そのさい、前項5) 運営の基本的理念に基づいて企画されたことはもちろんである。秋からは、ゾーニングで「疎林」「広場」「管理小屋」などの予定地とした場所で、実際に草刈りやアズマネザサの刈り払いを行い、具体的イメージを持ってより具体的な実践計画づくりを進めた。こうして、推進計画でのゾーニングは、ササ藪の範囲を構想段階より広げるなどの調整が入って、[次頁](#)に掲載の「平面計画」のようになった。



管理小屋予定地（現・下の畑）でのアズマネザサの刈り払い

この中で、水辺（ビオトープも含め）については、下流側に当たる町会より過去の水害経験に基づく強い異論があった。照明については強い要望もあったが、生物に対する影響を考えいっさい行わないこととした。駐車場はスペースのないこともあって設けないこととし、徒歩でのアクセスの東西の入口を第14項目に示した。畑作業については緑地の本来的なものではないが、里山を謳っている以上拒否するものではないとした。管理小屋、トイレについては当然必要であるが、位置は実際に活動が始まってから決めることとした。

初めは各委員の立っているスタートラインの違いから、その調整に時間を要した、それ以降は若干の問題を除き、植生づくりに向けての作業目標についてもかなり具体的に進めることができ、一気に進んだ感がある。

その勢いで仕組みづくり計画へと進み、組織運営体制から年内の活動計画にまで及び、市民と行政のパートナーシップによる役割分担まで言及した。検討委員会と同じく、推進計画（案）発表会を平成13年3月31日に麻生区役所4階会議室で行い、参加者50名、説明後の質疑も活発であった。

これを提言にまとめ4月12日に麻生区長に提出し、推進委員会は解散した。これから提言に沿って市民による管理体制に向けてスタートすることになった。推進計画提言書から、「4. 推進委員会の検討のプロセス」および「5. 麻生区市民健康の森推進計画（案）の概要 1 平面・空間づくり計画」を17、18頁に掲載する。



# 4. 推進委員会の検討のフロー

推進委員会では、平成12年7月から平成13年3月末までに、月に1～2回のペースで13回の委員会を行いました。また、議論を深めるために、計画地の現地見学を開催したり、実際に植生管理作業を行ったりしました。

検討委員会から推進委員会への課題 以下に示す1～5の課題は、各検討段階で取り組んでいきました。

1. 整備構想のゾーンや配置機能について、整備の整備を踏まえて再検討する。また、整備のスケジュールなどの掘り合わせを行う(緑地民衆地区等隣接地との関係も含めて)。

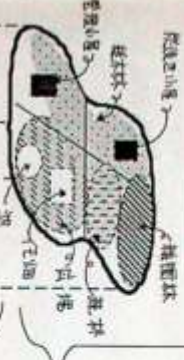
2. 南側のアクセス(CAL 跡方面)について(関係町会との検討・調整を図る)。

3. 池の整備について、かつての浸水等があった経緯に配慮して再検討

4. 維持管理・運営組織について(体制とその活動(行政との協働作業を含めて))

5. 植物の生育や、生き物の生息についての調査・研究の取り組み

## 基本構想とゾーニングの確認



## みどりの計画の検討



## 広場や水辺の計画の検討



## 施設の計画の検討



**視点** 第3回の委員会では、以下に示す5つの視点が提案されました。

- ①里山の自然を再生 ②生き物の暮らし ③子供の遊び ④レクリエーション ⑤防災や防犯など安全面

1. 基本構想とゾーニングの確認をしました。  
第1～4回委員会では、基本構想とゾーニングの確認をしました。  
また、基本構想で示された面積配分が適当であるか、実際に計画地に出かけ、現地の地形、現状の植生状況やアクセスの利便性、利用状況を含めて検証を行いました。

2. 平面計画を具体化しました。  
第5～8回委員会では、各ゾーンが持つ機能を検討しながら、平面計画の具体化を行いました。  
各委員の興味や得意分野に応じて、以下に示す2つのローキンプラーループに分かれて、検討を進めました。

■みどりグリーン：「緑の計画」の具体化  
みどりグリーンは、主に里山の生態系の復元をテーマとして植樹林、雑木林、ササやぶ、野草・花畑などについて具体化をしました。

■広場グリーン：「広場や水辺の計画」や「施設の計画」の具体化  
広場グリーンは、遊びやくつろぎ、自然とのふれあい、バリアフリーをテーマとし、広場、池(水辺)、遊歩道や管理小園などの施設について具体化を検討しました。

## 空間づくり計画の検討



## しくみづくり計画の検討

運営わか	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
森ヤキ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
代茶会													
野鳥観察													
和食会													

3. 空間づくり計画を具体化しました。  
第9回委員会では、平面計画に基づいて以下に示す空間づくりの実現に向けた植生管理方法や配慮事項などの具体化を行いました。

- ①里山づくり(植生管理計画)
  - ・下刈り、草更新など管理方法やサイクル
  - ・生き物のすみかづくり
    - ・生物生息環境づくり(ピオトープ、保護エリア)
    - ・人と自然とのふれあい(観察場所・案内板)
  - ②遊びやくつろぎづくり
    - ・子供と自然のふれあい、自然体験、自然学習
    - ・レクリエーション(自然からの恵受、やすらぎやくつろぎ)
    - ・大人のためのしめる空間づくり
  - ③安心づくり
    - ・防災・防犯・安全対策

4. しくみづくり計画を具体化しました。  
第10回委員会では、東山区市民健康の森の今後のあり方、組織運営体制、活動計画、行政と市民の協働など、しくみづくりについて検討しました。

- ①組織運営体制
  - ・運営母体をどうするか・組織の構成
  - ・会員の募集・活動資金等
- ②活動計画
  - ・年間計画、長期計画・イベント
  - ・調査研究活動・情報発信・交流活動
- ③パートナーシップ
  - ・市民ができること、行政の支援が必要なこと
  - ・役割分担を考える

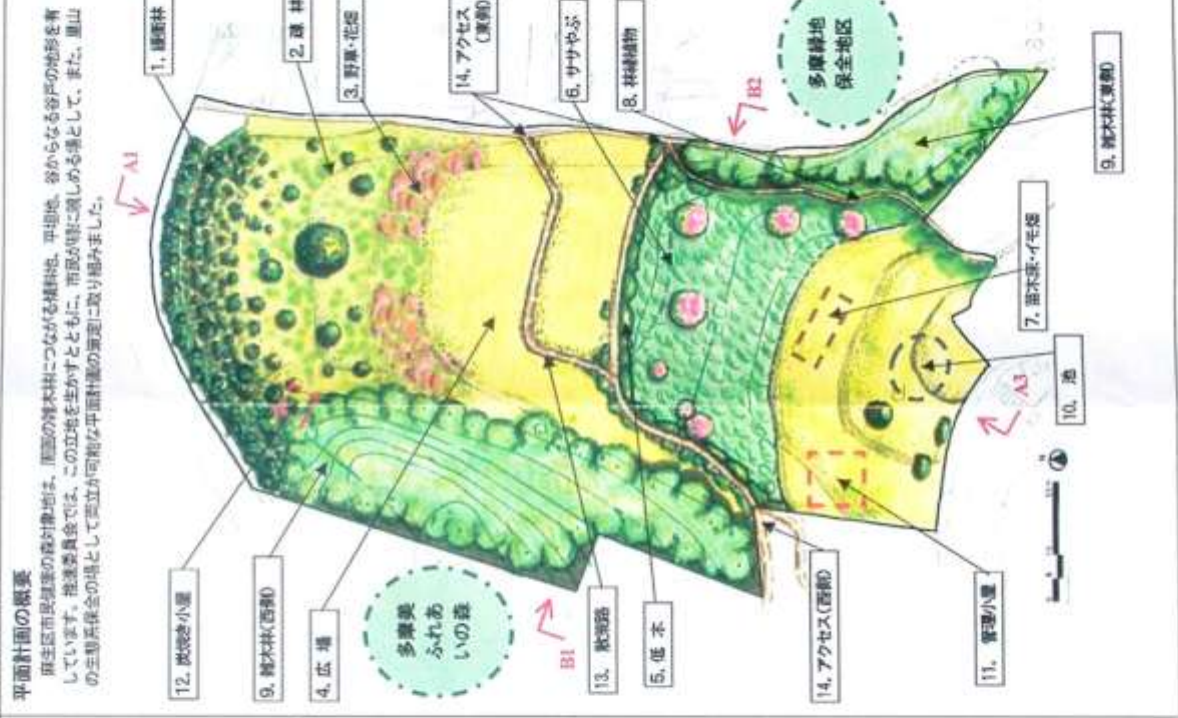


### 5. 麻生区市民健康の森推進計画(案)の概要

#### 5-1. 平面・空間づくり計画

空間づくり計画の概要 (1~7)

- 1. 緑樹林(みどり小径)**
  - 常緑広葉樹を主体とした中木、低木とブッシュ(やぶ)で構成する。
  - 空間性の確保を優先。
  - 相植は、商業街の風土種を主体とする。
  - 常緑樹: シラカシ、タブノキ、スダジイ(深明型)、モミ(深明型)、シロダモ。
  - 季節樹(法面)には、花や実などを観賞できるような樹種を配する。
- 2. 緑林(里山の花木)**
  - 広葉一葉林-雑木林と樹木の密度を高くする。
  - 落葉樹を主体とし、ところどころに明るい印象の高木樹を配する。
  - 花を揃えて樹木の形水: フウミズサケラ、コブシ、キブシ
  - 実りを来しつづける樹木: クリ、カキ(種樹木)を植栽し、里山の里山のような景観を創出する。
  - 将来大きく成長しシンボルツリーとなるような木を植える。
- 3. 野草・花畑(里の野花)**
  - 里の野に咲く草花を主体とし、種数はそれほど多くなく(草の花、レンゲ、シロツメクサ、ダイコン(ヤ)、花の時期に異なるような景観をつくる)。
  - 毎年の刈草や種まきなどに市民が参加する(早割に耕して、種を蒔く)。
  - 時間を許して種を蒔き、草が花が咲くようになる。
  - 花が無く、時期(初夏、冬)は、広葉の高木として位置づけ広場と同じような雑草が生育する植栽とする。
- 4. 広場(バツタの庭むす)**
  - 従来木から雑草木がある広場で自然のまま生えた草を使う、あえて雑草を置いて草を育てる。
  - 草は4~6回刈草を行うなどの管理で調整する。一部の草刈りで全部を刈るのではなく、段階的刈草を行い、草間に草むす虫たちの環境を預けてやるなどの工夫をする。
  - 広場はやすらぎを目的とし休座できるようなベンチ(木製)を置く。
  - 広場、緑林、野草園のエリアをほっきりさせるためシガラク橋などを設ける。
- 5. 低木(木の葉のしずみ)**
  - ササやぶの散置路を現状より北側にずらし、散置路とササやぶの間には木帯を設ける。(ウグイスの生息環境への影響を軽減するための植栽とする)
  - 低木の相植は里山に生育する樹木種とし、小鳥が好むような樹木や常緑樹や落葉樹を混植する。
- 6. ササやぶ(ウグイスのヤングジャム)**
  - (1)ウグイスやコササギ等野鳥の生息環境の確保のため
  - 相植(法面)の下側の平坦地の一部を、ササやぶの面積を原則的に少し広げる。
  - (2)アズマネササの確保のため
  - 一度に全部を刈取らず、区画を設けて段階的に刈取っていく。
  - 数年かけて、現在のササやぶ(立ち枯れ)を更新していく。
  - 商業(法面)のササは法面の土質問題を防ぐために刈取す。
  - サクラの地元産品のササを確保し、補充を確保しないような工夫をする。
- 7. 番木(イモ橋(土づくり))**
  - 予定は、管理運営組織で緑地、場所を必要に応じて作る。
  - 番木は、構想で示している場所に作る。



平面計画の概要  
麻生区市民健康の森推進計画(案)の概要

- 8. 緑樹林(木遣れ里の花たち)**
  - 法面を多少管理して緑樹林を生かす。
  - スミシズメ、ヤマユリ、ラン類が育つ環境づくりを行う。
- 9. 緑林(里山)**
  - (1)里山の緑林(多摩美の森地区)
  - 法面は手を付けない。
  - 法面を多少管理して緑樹林を生かす。
  - (2)里山の緑林(みどり小径)
  - よくよくはふれあいの森と一体化させる。
  - 法面を多少管理して緑樹林を生かす(ヤブツグ、アオキ、ヒサカキ、シユロ)を用いる。
  - からみ草、巻れ木等を植えて樹形を整え、樹冠や林床を明るくする。
  - (3)緑林の維持管理(みどり小径)
  - 緑林の手入れを続けることで、林床の腐植の生育を促して緑り量を増やす。
- 10. 池(皆戸のため池)**
  - 池の水位が確保された時点で作るかどうかを管理運営組織で決める。
  - 即時では多目的な広場とする。
  - 里山等の作業は一通り行って広場を造るのではなく、必要な箇所(小池、古木等、タープをはくところ)のスペースを作る程度に留め、その後には、草刈り等の整備をゆっくり行っていく。
- 11. 管理小径**
  - 当面は、必要最小限のものとし道員が運ける程度の簡単な小径とする。
  - タープによる雨、日よけを設ける(草を刈る)。
  - 管理運営組織で体制や運用に応じて階段やどのような小径にするかを決める。
  - トイレなどの設備は、汚水排水が決定した後、設置する。
  - 法面整備として、管理小径の確保として「道具置き場」、「行合せ場」、「草置き場」、「トイレ」、「道し」(里山の森を結ぶ)の確保や資料を置くスペース(ビジュアルセンターのような)、「ヤラス」を確保する。
- 12. 樹林小径**
  - 管理運営組織ができた後、活動していくなかで必要に応じて、道員が携へるものを作っていく。
- 13. 散置路**
  - 踏みかたの道とする(チップを敷くと草取り、ベーターは通りにくい)
  - 野生動物の生態に対する配慮から草取りは設置しないが、防虫剤と併せて、ササ刈りや木の固定など定期的な管理により、明るい緑を維持し、快適性を確保することに努める。
  - 山内(公園に行く道)の道の下は法面保護工法については、現状で生育している樹木や小動物の生息環境に応じて盛土による保護工法や岩石積みによる構造的な整備への影響を最小限に留める工法を採用していく。
- 14. アクセス**
  - アクセス道の入口は今決まらず、利用状況を見ながら決める。
  - コンクリートの入口部(歩道の入口部)については自然らしにする。
  - 当面は、構想を調整する(2箇所)



#### 4. 麻生区市民健康の森を育てる会準備会

(活動内容については第3章 10年の歩み 各項の平成13年度の記述を参照)

##### 1) 計画実現のための現地確認、実際作業スタート

推進計画の中では、上述の通り平成13年の活動計画が立てられており、4月から12月まで毎月1回の活動内容の案を提示し、直近の4月は21日、5月は26日と予定している。よって、提言を提出後解散した推進委員会は実質的には一部存続し、そのまま次の作業に取りかけられる前メンバーによって、次の体制に移行する準備が順次行われた。

推進計画で提案されている活動内容は、検討委員会以来各種資料と現地見学を踏まえて、いわば机上で練り上げられたものであるから、これを実行に移すためにはさらに現地の状況と照らし合わせて修正していかなければならない。

そこで、初回は4月21日、市緑政部の主導で現地確認を行い各自の認識を深めた。当日は雨模様の寒い日であったが、対象地の樹種、植生の密度などの調査を行った。参加人数25人。この日は、金程小学校児童55名が体験学習に来て大いににぎわった。

第2回は5月12日に現地予備集会を行い、市民主導に持つていくために必要な事柄を話し合った。また畑の区画作り、樹木苗床の開墾を行った。さらに、5月26日はさつま芋・里芋栽培用の開墾と苗植え付け、草刈り、樹木調査など精力的に作業した。

##### 2) 育てる会準備会設立総会に向けて

6月5日 区役所で管理運営委員会準備会の設立総会の打合せを市緑政部と区政推進課参加のもとで開催。当面、名称は「麻生区市民健康の森を育てる会」とし、正式名称は今後の検討とした。運営資金は会員年会費＋外部資金(詳細後述)とし、会則づくり、総会の時期についても検討した。

6月16日 神奈川県より千年樹苗55本を受け入れ、常緑樹は植樹し、落葉樹は苗床に仮植えた。畑作りを行い、金程小学校の児童が来てカブトムシのお宿作りをした。

7月7日 畑の除草と施肥、疎林部の下笹刈りを行った。参加者は市民18名、市側4名、計22名。

7月12日 麻生区市民健康の森管理運営委員会準備会設立総会を麻生区役所4階会議室で行う。麻生区区政推進課課長大田直氏のあいさつで始まり、市民健康の森事業の説明を環境局市民健康の森担当主幹萩原哲氏が行った。

総会での審議・決定事項の主なものは、

- ①年間活動計画の審議・承認。
- ②会の名称は当面「麻生区市民健康の森を育てる会準備会」とすること。
- ③会則原案については、第4条に他団体との交流を追加、第5条で家族会員は会費2,000円とする件はなしとする、など修正のうえ承認された。



散策路の付け替え

なお、正式な設立総会を次年4月までに行うこと、会の名称は平成13年中に会員協議の上決めること、などの事項が含まれている。この時点で会員58名。

このあと、7、8月は活動3回、草刈り、植樹苗周辺の除草、畑の手入れ、散策路の付け

替えなどを行う。

### 3) 盛況の7区市民健康の森フォーラム

9月2日に川崎市市民健康の森フォーラム開催（川崎市中小企業・婦人会館大ホール）。市内7区において市民健康の森活動を行っている人たちによる交流・発表会で、主催は市環境局と「市民健康の森フォーラム」プロジェクトチーム。この時点で正式発足したのは中原区だけ、麻生区と宮前区が推進計画完了という段階で、各区とも大変に意気込んで取り組んでいる最中であった。発表のほかに写真や模型などの展示をそれぞれのブースで行い、活気に溢れた集まりだった。麻生区もジオラマ模型や育成中の里芋の鉢植えなどの展示で盛り上げた。

このフォーラムの成功は、5月に各区から担当委員が集まり3カ月にわたって6回もの会合を重ねて協議し、演出に工夫を凝らした成果であり、その後の7区健康の森間の競い合いながらも親密な関係を保つのに大きく役立ったと思われる。

9、10月は、月2回の活動日に草刈りや畑の手入れを行った。

10月23日 麻生区市民健康の森管理運営委員会準備会臨時総会が開催された。参加25名。これまでの活動の確認と今後の活動計画の審議・承認。

### 4) 恒例の最大イベントとなった植樹祭&収穫祭

11、12月は12月8日に予定されている植樹&収穫祭の計画と準備に追われた。県から支給された千年樹の仮植えしておいた落葉樹40本と、黒川野外活動センター提供分を含めて70数本の苗木の植付け場所を決め、さつま芋・里芋の収穫など祭の準備を進めた。

12月8日 第1回植樹&収穫祭を行った。初めての試みであったが好天に恵まれ大成功であった。麻生区長以下230名の参加を得て盛大に行われ、収穫物のさつま芋の焼き芋、里芋を使った豚汁は大いに人気を集めた。この行事は以後当会の最大のイベントとして位置づけられた。

年末までは後始末に忙しく、いっぽう畑の分科会は里芋の種芋保存作業に追われた。

明けて平成14年1月5日は初出として安全祈願の神事、新年あいさつの後、苗木の状態調査、孟宗竹の伐り出し、堆肥積みなどを行った。

### 5) 活動参加者、活動資金など

この1年間の活動には、毎回20名を超す参加者があり、意気は旺盛であった。また、金程小学校の4回を数えた参加も大いに活動を盛り上げた。小学校の児童参加については、地元の西生田小学校にも働きかけを行ったが、この年度年中の参加には至らなかった。

活動資金については会員会費のほか、市公園緑地協会に助成金を申請してあったがまだ認定支給には至らず、もっぱら地元町会からの助成、植樹祭&収穫祭などのイベント参加者からの寄付（収穫祭では人気の里芋などをお土産としカンパをいただいた）、および立ち上げ時の雑収入の残金でまかなうしかなく、支出を極力抑えた運営となった。

以下、4月下旬（総会予定）までの活動を略記すると、1～3月は各2回の作業を行い、3月17日開催の里山フォーラム in 麻生に参加し、区内の緑地保全ボランティア団体と交流を行った。年次総会は4月21日に決定し、そのための準備に数回の世話人会を行う。4月も2回作業を行った。

## 5. 麻生区市民健康の森「麻生多摩美の森の会」の正式発足

(活動内容については第3章 10年の歩み 各項の平成14年度の記述も参照)

### 1) 麻生区市民健康の森を育てる会総会＝麻生多摩美の森の会設立総会(平成14年4月21日)

- ・平成13年度準備会活動報告(内容は前記4.参照)
- ・会の正式名称は「麻生多摩美の森の会(略称は多摩美の森の会)」と決定。
- ・会則(14カ条、実施時期を定めた付則1カ条)を上程、審議。議案通り決定。
- ・幹事選出、互選により役員決定。分科会担当者決定。
- ・区長よりあいさつあり、とくに小中学校を巻き込んで欲しい旨の要望があった。
- ・会員より安全面の規定につき要望あり。必要を認め、直ちに作成し総会報告書に記載。
- ・金程小学校の新田教諭より児童が興味を持ち始めた様子の報告あり。

この総会を以て「育てる会」は任務を終わり、次年度(平成14年度)からは、本総会の決定事項を受け継いで麻生区市民健康の森「麻生多摩美の森の会」が正式発足することとなった。したがって、以下の記述は、麻生多摩美の森の会の平成14年度に関するものである。

### 2) 現地活動

平成14年4月より平成15年3月まで37回実施し、各回の参加者はやや減り、平均で17.8名となったが1回当たりの労働力としては十分である。

2月に3回かけて準備の上、3月1日、2日の2日間でドラム缶を使用した竹の炭焼きを実施。なかなか大変であったが、初回としてはまずまずの結果を得た。

### 3) イベント・フォーラム関係

平成14年11月24日 第2回植樹祭&収穫祭開催。麻生区長はじめ参加者120人。北澤清先生の講話。クリ10本など49本の植樹、焼き芋づくりなど。収穫祭は乾杯の後、収穫物を使った焼き芋、豚汁を賞味し、人気は今回も上々であった。

平成15年1月25日、市民自治創造・かわさきフォーラムに参加。

2月9日 市民健康の森フォーラム in 宮前に参加。

3月22日 里山フォーラム in あさおに参加。

### 4) 金程小学校の活動

平成14年4月から15年3月までに5回、5、6年生が多摩美の森に来て自然観察、軽作業などを行った。また、麦の種類と用途などの講義と麦茶づくり実技指導のため、当会より数名学校へ出前活動1回。その間学校側と内容・日程などの打合せ2回。

### 5) 設備関係

市緑政部より物置小屋の支給・設置。水道が敷設された。

### 6) 活動資金関係

申請済の公園緑地協会の助成金は認定されたが、この年は60,000円であった。多摩美町会長を通じて地元7町会長に呼び掛けを行い11月19日に説明会を行った。森の会側より麻生区市民健康の森が多摩美に指定された経緯について説明し、現状と今後の計画について説明し援助を求めた。その結果、地元7町会(多摩美、扶桑、内野、四つ葉、若葉、多摩美みどり、多摩美こぶし)から1世帯年100円の拠出をいただくことが了承された。この二つの資

金源が確定したことにより、以後活動資金の最低限が保証され、安定した運営ができることとなった。

また、都市緑化基金よりの助成金はスポットではあるが約50万円の高額であり、立ち上がり期の当会にとっては大変魅力的であったので申請し、査定の結果認められた。ただし二度に分けて支給されるので使い方には工夫を要した。

### 7) 分科会について

会の活動は広い分野にわたっているので、これを分担することにし、分科会を設置した。各分科会は比較的専門的な立場から担当分野の作業について企画・提案し、幹事会はそれを受けて作業の実施時期や必要な人数を取りまとめ、作業日に全体に行き渡らせ実施する。

分科会は当初、環境調査、畑の管理、森づくり、施設・工作の4つであったが、次年度より広報が加わり、会報の企画・編集を担当することになった。環境調査分科会は環境保護という基本的な考え方につながる最も重要な分野と考えていたが、日常の実務作業を伴わないため結果として発展しなかったのは残念であった。のちに動植物観察分科会として活動。

### 8) 推進計画との対比

進展していないアズマネザサの藪の整理方針、計画から外した水辺づくりのほかは、遅速の差はあるがそれなりに進行している。

### 10) 麻生多摩美の森の会第1回通常総会（平成15年4月19日） 19:00～20:00

麻生区役所4階会議室にて、19～20時開催。会員総数77名に対し、出席24名、委任状26名、計50名で、過半数により総会成立した。

会長あいさつ、畠山区政推進課長あいさつののち、議事に入った。活動報告の内容は前述の通り。会計・活動資金については、6)項に記したように公園緑地協会の助成金および地元7町会の援助金があったので、当面必要な用具・工具類をはじめ消耗品・通信費など規模相当の費用を支障なくまかなうことができた。この点は次年度も大体同じであった。それに加えて、都市緑化基金への助成金申請が受理されて47万円余が支給されることになった。そこで、これは特別予算として切り離し、可搬式発電機・小型チップシャーレッターなどやや大型の機械類や、ノダフジなどのやや高価な樹木を含む苗木の購入、書類作成費、通信費などに充て、会の備品内容を充実させることができた。

作業については、畑の仕事がだんだん多くなって、将来やや過重となる傾向が感じられた。

（付記）平成14年9月5日付け朝日新聞夕刊マリオンで当会の活動が大きく紹介され、話題を呼んだ。